

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 (令和3年9月～令和4年8月)

令和5年6月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 16 の規定に基づき、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

令和 5 年 6 月 29 日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 横山 明彦

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(令和3年9月～令和4年8月)

目次

序章. 電力・ガス取引監視等委員会の体制変更について	4
第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組	5
1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査	5
1. 2. 電力取引報の公表	5
1. 3. 各種相談への対応	5
1. 4. 小売取引の監視等	6
1. 5. みなし小売電気事業者に対する監査	8
1. 6. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価	8
1. 7. 卸取引の監視	10
1. 8. 卸電力取引の活性化	13
1. 9. 市場連動型料金メニューの説明に関する建議	15
1. 10. 発電関連情報の公開及び旧一般電気事業者のスポット市場における自主的取組に関する建議	15
第2章. 送配電分野に関する取組	18
2. 1. 送配電事業の監視	18
2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査	18
2. 3. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価	19
2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討	19
2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計	21
2. 6. 新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度・発電側課金)の詳細設計、収入の見通しの関連書類の検証	22
2. 7. 一般送配電事業者による情報共有等に関する建議	23
2. 8. 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定に関する建議	24
2. 9. 最終保障供給の料金体系の見直しに関する検証	25
第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組	27
3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査	27
3. 2. ガス取引報の公表	27
3. 3. 各種相談への対応	27
3. 4. 小売取引の監視等	28
3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査	29
3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等 ..	29

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ	32
第4章. ガス導管分野に関する取組	34
4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視	34
4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査	34
4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価	35
第5章. 熱供給事業に関する取組	36
第6章. 広報、紛争処理等	37
6. 1. 広報/消費者対策	37
6. 2. 国際的な取組	37
6. 3. 紛争処理	38

序章. 電力・ガス取引監視等委員会の体制変更について

平成27年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年9月1日に設立された。平成28年4月1日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会（以下、電力取引監視等委員会、電力・ガス取引監視等委員会のいずれも「委員会」という。）に改称された。

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

委員長及び委員の任期は、電気事業法第66条の8の規定により3年と定められている。令和3年8月末で任期の更新があり、同年9月1日より、委員会は下記の委員長・委員体制に変更となった。

【委員名簿】

（委員長）

横山 明彦 東京大学 名誉教授

（委員）

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 教授

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士

武田 邦宜 大阪大学 大学院法学研究科長・法学部長 教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージングディレクター

第1章. 電力の小売・卸取引に関する取組

1. 1. 小売電気事業及び小売供給の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- ・ 小売電気事業及び小売供給の登録について審査した結果、令和4年8月末時点での登録件数は小売電気事業 738 件、小売供給 29 件となった。

小売電気事業及び小売供給の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（電気の利用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、小売電気事業の新規登録は 44 件となったが、廃止等が 36 件あったことを踏まえ、令和4年8月末時点での登録件数は 738 件となった。また、小売供給については、新規登録及び廃止等はなく、令和4年8月末時点での登録件数は 29 件であった。

1. 2. 電力取引報の公表

【本項目の概要】

- ・ 電気事業者から電気の小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収を行い、電気の小売取引の監視に必要な情報を電気事業者及び卸電力取引所から定期的に収集している。これらの収集した情報のうち販売電力量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

1. 3. 各種相談への対応

【本項目の概要】

- ・ 相談・情報提供窓口を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行ったほか、消費者へのアドバイスや電気・ガスの相談事例を記載したプレスリリースを 2 回行った。

委員会は、相談窓口を設置し、電気の需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和3年9月～令和4年8月における相談件数は 4,743 件であった。

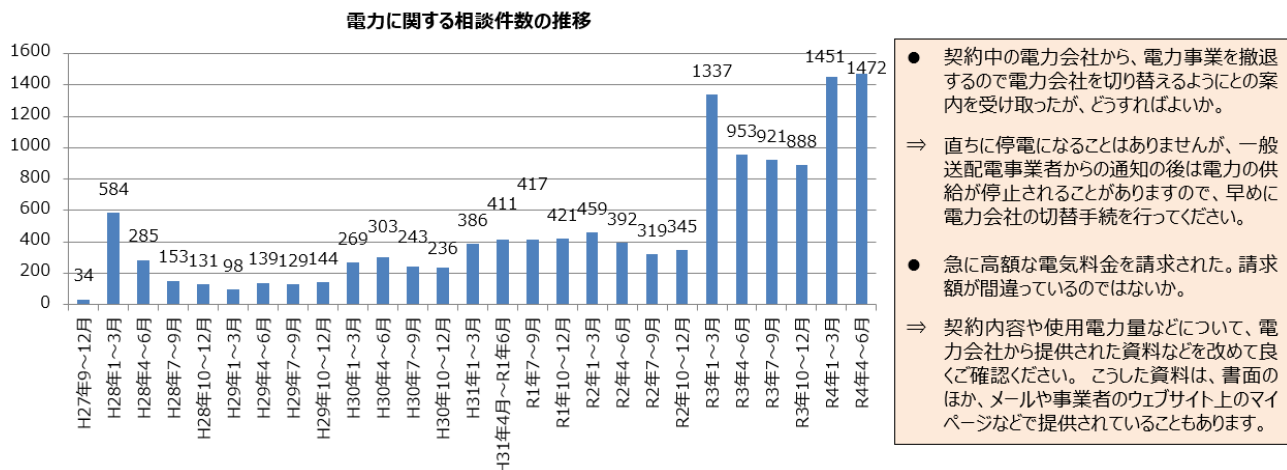
本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があった場合には、事実関係を確認し、必要な場合には小売電気事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、需要家に対し情報提供を行った。

○プレスリリースの実施状況

第18回（令和3年12月17日）、第19回（令和4年7月13日）

○相談窓口への相談件数（電気）の推移と相談事例



1. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- 電力の小売営業に関して、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。
- 小売取引の監視等としての主な取組例として、以下のとおり、小売電気事業者に対する指導及び小売市場重点モニタリングを行った。

平成28年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

具体的には、令和3年9月～令和4年8月には以下のような事案について指導を実施した。

（1）指導

①小売電気事業者A社に対する指導（令和3年12月）

A社は、令和3年1月～同年6月の間、電気の小売供給契約の締結をした際、契約先の電力会社がA社に切り替わる点についての記載が不十分なトークスクリプトを使用して、電話による供給条件の説明を行い、また、1,432件の小売供給契約について契約締結前交付書面を交付しなかった。前者の行為は、

電気事業法第2条の13第1項（供給条件の説明義務義務）の規定に違反する行為につながるおそれがあるものである。また、後者の行為は、同条第2項（説明時の書面の交付義務）の規定に違反するものである。そのため、A社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

②小売電気事業者B社に対する指導（令和4年4月）

B社から営業・契約締結業務の委託を受けているC社は、5件の小売供給契約について、需要家の承諾を得ずに契約先をB社に切り替えた。当該行為は、電力の適正な取引の確保の観点から問題であることから、C社の委託元であるB社に対し、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

（2）小売市場重点モニタリング

小売市場における公正な競争を確保するため、モニタリング対象事業者の小売契約のうち一定の価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施し、小売契約の内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する「小売市場重点モニタリング」を令和元年9月から開始し、その調査結果を年2回程度の頻度で公表している。

（ア）背景

電気の経過措置料金に関する専門会合（以下「経過措置料金専門会合」という。）の取りまとめ（平成31年4月23日）において、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれがあることが指摘された。加えて、①このような不当な内部補助を防止するためには、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること、②また「不当な内部補助」が行われているかどうかを確認するに当たっては、廉売などの行為による小売市場における競争の歪曲の有無を判断するため、具体的な小売価格についてモニタリングを行い、これらの状況を適切に把握する必要があることも指摘された。

これらの指摘を踏まえ、第38回、第40回制度設計専門会合（令和元年5月、7月）において小売市場重点モニタリングの実施方法等を検討し、それを踏まえ、令和元年9月から本取組を開始した。

（イ）調査結果

令和3年9月～令和4年8月の間では、第68回制度設計専門会合（令和3年12月）及び第75回制度設計専門会合（令和4年7月）で調査結果を公表した。

第68回制度設計専門会合において、令和3年1月～6月に供給を開始した小売契約分について、調査の結果、小売単価が電源可変費を下回る案件（1件）が、九州電力で確認された旨を報告した。当該事案は、見積もりデータの入力ミスとチェック漏れに起因するものであったが、このような行為は、その意図がない中であっても、結果として、競合相手を市場から退出させることにもつながりかねないものと考えられるため、同社に対して再発防止のための指導を行った。

また、第75回制度設計専門会合において、令和3年7月～12月に供給を開始した小売契約分につい

て、調査の結果、個々の案件において小売単価が電源可変費を下回る案件は認められなかった旨を報告した。

1. 5. みなし小売電気事業者に対する監査

【本項目の概要】

- みなし小売電気事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 10 社のうち、1 事業者に所要の指導を行った。

平成 28 年 4 月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）の小売料金については、経過措置として規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、第 3 弾改正法附則第 21 条の規定に基づき、経過措置料金規制の対象であるみなし小売電気事業者（10 社）に対して監査を実施した。

令和 3 年度において実施した監査の結果、同法附則第 25 条の 6 に基づくみなし小売電気事業者に対する勧告及び同法附則第 25 条の 7 に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、1 事業者に所要の指導を行った（詳細は参考資料 4 を参照）。

1. 6. 経過措置が講じられている電気の小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられている電気の小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 9 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則に基づく経過措置が講じられている電気の小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

令和 4 年 2 月、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間が終了しているみなし小売電気事業者 9 社（北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力）について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325 資第 2 号。以下、本項目において「審査基準」という。）第 2（7）④に基づく評価及び確認を行い、令和 4 年 2 月、以下のとおり取りまとめた（参照：図 審査基準の適用結果（電気））。

これを踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、審査基準第 2（7）④に照らし、経過措置が講じられている電気の小売規制料金の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨を回答した。

○料金制度専門会合の取りまとめ(令和4年2月)

図：審査基準の適用結果（電気）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（九州電力（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：九州電力は、原価算定期間（2019年4月～2022年3月）が終了していないため事後評価の対象外。

(単位：億円)

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※2	中部 ミライズ ※3	北陸	関西	中国	四国	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準										
	3カ年度平均 ① ※4	5.2%	5.6%	3.3%	4.2%	△1.0%	4.8%	3.6%	△0.8%	3.1%	
	10社10カ年度平均 ②										1.6%
	10社10カ年度の平均を上回っているか（①>②か）	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	Yes	No	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準										
	2019年度末超過利潤累積額 ③ ※5	△769	△427	△5,413	△1,335	-	△383	△1,434	-	△227	
	2020年度超過利潤 ④ ※6	△8	△146	△928	△263	-	△231	△163	-	△26	
	2020年度末超過利潤累積額 ⑤ = ③ + ④ ※6	△777	△573	△6,341	△1,599	-	△614	△1,598	-	△254	
	事業留保額（一定水準額） ⑥ ※7	172	342	1,268	423	-	392	237	-	59	
	一定水準額を上回っているか（⑤>⑥か）	No	No	No	No	-	No	No	-	No	
	C 自由化部門の収支（※8）による基準										
	2019年度 ⑦	+224	+563	+41	+878	-	+996	+301	-	+50	
	2020年度 ⑧	+203	△257	△485	+109	-	△44	△210	-	+54	
	2年連続で赤字となっているか（⑦<0かつ⑧<0か）	No	No	No	No	-	No	No	-	No	
評価結果	変更認可申請命令発動の要否の検討対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	No	

※2：2015年度以前は旧東京電力の数値。2016年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※3：2019年度以前は旧中部電力の数値。2020年度以降は中部電力ミライズの数値を元に算出。

※4：各年度の規制部門の電気事業利益率（%）の単純平均。2018年4月から2021年3月までの4年間。

※5：2015年度までの超過利潤累積額のうち旧連託約政部分を除いた金額。

※6：関西電力については超過契約額（約0.01億円）を当期超過利潤及び当期末超過利潤累積額に反映（減算）済み。他社は該当なし。（詳細はスライド6を参照）

※7：規制部門（特定小売供給契約に係る分に限る）に相当する事業留保額。

※8：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益。

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

5

（評価の結果）

- 審査基準のステップ1「電気事業利益率による基準」では、個社の直近3カ年度平均の利益率が10社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力EP、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力及び沖縄電力の7社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の「超過利潤累積額による基準」又は「自由化部門の収支による基準」に照らすと、7社全てにおいて、2020年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていないかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社（九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。
- なお、上記の結論は、関西電力で現在確認されている超過契約額（他社は該当なし）も反映して評価した結果である。

1. 7. 卸取引の監視

【本項目の概要】

- ・ スポット市場における監視の結果について情報の公開を進めてきたことに加え、複数件の誤入札を確認したため、当該事業者に対して再発防止策の徹底を求めるとともに入札参加者への注意喚起を行った。
- ・ ベースロード市場における監視の結果、一部の大規模発電事業者では想定時の発電コストの中に算定の誤りが発生していたことを確認したため、当該事業者に対して注意喚起を行った。

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、卸電力市場における取引の状況を把握・分析するとともに、問題となる行為等が見られた場合には指導等を行った。

また、四半期毎に、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定点的に分析・検証した電力市場のモニタリングレポートを作成・公表した（参照：図 令和4年1月～3月の報告における主要指標）。

図：令和4年1月～3月の報告における主要指標

2022年1月
～3月期

主要指標

○ 当期間における主要指標は、次のとおり。

		今回の御報告内容		参考			
		2022年1月～3月		前年同期 (2021年1月～3月)	2020年度 (2020年4月～2021年3月)	2019年度 (2019年4月～2020年3月)	
卸電力取引所	販売電力量に対する割合※3		35.8%	36.2%	38.9%	35.5%	
	スポット市場	入札 売り入札量前年同期対比	1.0倍	1.0倍	1.1倍	1.3倍	
		入札 買入入札量前年同期対比	1.0倍	1.1倍	1.1倍	1.3倍	
		約定量	829億kWh	809億kWh	3,128億kWh	2,925億kWh	
		約定量前年同期対比	1.0倍	1.1倍	1.1倍	1.4倍	
		平均約定価格 (システムプライス)	23.0円/kWh	26.2円/kWh	11.2円/kWh	7.9円/kWh	
	東西市場分断発生率		23.7%	65.6%	72.7%	77.4%	
	時間前市場	約定量	12.5億kWh	8.2億kWh	40.2億kWh	25.8億kWh	
		平均約定価格	25.8円/kWh	28.9円/kWh	12.4円/kWh	8.0円/kWh	
	先達市場	約定量	17,336MWh	14,678MWh	16,385MWh	51,126MWh	
取引 相対	グループ外への供給量	148.6億kWh	100.8億kWh	—	—		
小売市場 (参考)※1			2,349億kWh※2	2,258億kWh	8,164億kWh	8,309億kWh	
	販売電力量	販売電力量	508億kWh	444億kWh	1,532億kWh	1,285億kWh	
		販売電力量前年同期対比	1.1倍	1.3倍	1.2倍	1.0倍	
		新電力シェア	21.3% (3月時点)	19.5% (3月時点)	—	—	

※1 出所：電力取引報
※2 電力取引報では、集計において事業者の過度の負担を避けるため、販売電力量と販売額について1月検計日からN月検計日前日までの実績額分として計上することを認めており、
大宗の企業は検計日までの実績を報告しているため、実際の月需要に対する実績とは一致しない。
※3 販売電力量に対する割合は、当該期間の平均値を示す。

出典：第74回制度設計専門会合 事務局提出資料(令和4年6月23日)を基に委員会事務局作成

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が重要である。このため、委員会は、卸電力市場の活性化に向けた取組を進めた。

（１）スポット市場の監視

令和２年１２月から令和３年１月にかけて発生したスポット市場価格高騰について、７回に渡り開催された制度設計専門会合における議論を踏まえ、分析・検討の結果を第６０回制度設計専門会合（令和３年４月２７日開催）において議論し、翌４月２８日、「２０２０年度冬期スポット市場価格の高騰について」を公表した（パブリックコメントを踏まえ、令和４年６月１４日改訂）。この検証結果を踏まえ、令和３年６月２９日以降、電力スポット市場におけるコマ毎のシステムプライス、エリアプライス、時間前市場におけるコマ毎平均価格のいずれかが３０円以上となった場合には、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という。）及びＪＥＲＡに対して入札可能量を全量市場供出していることを示すデータの提供を求め、その確認結果を速やかに委員会のホームページにおいて公開している。

また、令和３年１０月以降、秋の低需要期にも関わらずスポット市場において価格高騰が発生したことを受けて、旧一電、ＪＥＲＡ及び電源開発に対して、令和３年１１月８日に報告徴収を実施した上で、詳細な分析を行い、第６８回制度設計専門会合（令和３年１２月２１日）、第６９回制度設計専門会合（令和４年１月２４日）及び第７０回制度設計専門会合（令和４年２月１８日）にて秋から冬にかけてのスポット市場の高騰・低下の要因分析、各社のブロック入札に関する取組状況等の議論を行った。これらの分析を踏まえ、さらなる情報公開の充実に向けて、日本卸電力取引所では、令和４年１月２６日からスポット市場の価格感応度を、令和４年２月３日からスポット市場におけるブロック入札の入札量・約定量を継続的に公開している。

加えて、卸電力取引所における入札状況において不公正な取引が行われていないか日々監視を行っている。このような監視を通じて、令和３年１２月から令和４年２月にかけて、スポット市場において複数件の誤入札があったことを確認した。誤入札に至った各事業者について事実関係の調査を実施したところ、いずれの事業者にも市場相場を変動させる意図は確認されなかったものの、今後同様の入札行動が繰り返される場合には厳重な措置があり得る旨を指摘し、再発防止策の徹底を求めるとともに、日本卸電力取引所と連携し、プレスリリース等による市場参加者への注意喚起を行った。

（２）ベースロード市場の監視

ベースロード市場は、日本卸電力取引所に開設された市場であり、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させるため、令和元年度から創設された。

「ベースロード市場ガイドライン（以下、本項目において「ガイドライン」という。）」では、ベースロード市場の目的を踏まえ、各区域における旧一電等の「大規模発電事業者」は、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限（以下「供出上限価格」という。）として、資源エネルギー庁が算定した量（以下「供出義務量」という。）を当市場に供出することが適当とされている。また、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っている場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそ

れがある。

こうした観点から、委員会においては、ベースロード市場の受渡年度の前年度及び翌年度において、適切な量及び価格が供出されているか、問題となる入札行動がなかったか、という観点からこれまで実施されたベースロード市場のオークションに関する取引内容について、監視を行った。

受渡年度の前年度における監視の結果、各大規模発電事業者の供出量は、いずれもガイドラインで定める電力量を満たしており、また各大規模発電事業者の供出上限価格は、ガイドラインに沿った方法により設定されており、それ以下の価格でベースロード市場への供出を行っていることを確認した。

受渡年度の翌年度における監視の結果、一部の大規模発電事業者では想定時の発電コストの中に算定の誤りが発生していたことを確認したため、当該事業者に対して注意喚起を行った。なお、当該算定誤りが供出上限価格に与える影響は僅少であり、約定結果に影響を与えるものではなかった。また、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていると考えられる事例は確認されなかった。

監視を通じて得られた情報を基に、実態に即した事後監視を行うために検討すべき事項を委員会から資源エネルギー庁に対して提案した。

これも踏まえ、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、今後の市場改善に向けた議論が行われた。

（３）容量市場の監視

容量市場は、発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処することを目的として、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）に創設された市場である。容量市場のオークションにおいては、市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しないこと（以下「売り惜しみ」という。）又は電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること（以下「価格釣り上げ」という。）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。

こうした観点から、委員会においては、「容量市場における入札ガイドライン（以下、本項目において「ガイドライン」という。）」に基づき、市場支配力を有する事業者による売り惜しみや価格釣り上げの監視が期待されている。令和３年１０月に実施された２０２１年度メインオークション（対象実需給年度：２０２５年度）においては、２０２０年度オークションにおける約定価格高騰を踏まえた総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会での議論を背景として、より一層監視を厳格にするべく、応札の受付期間終了後に行う事後監視に加え、応札の受付期間開始前に事前監視を行うこととされた。これを踏まえ、以下のとおり、問題となる行為がなかったかどうかの観点から、事前・事後ともに監視を行った。

- ・売り惜しみの監視： ガイドラインに基づき、売り惜しみの可能性があると判断された電源について、そのリスト及び理由の説明を求めるとともに、その裏付けとなる根拠資料の提出を求め、その合理性を確認した。
- ・価格釣り上げの監視： ガイドラインに基づき、監視対象となった電源について、ガイドラインに沿った適切な価格で応札されているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等のコスト算定方

法及び算定根拠の説明を求め、事実関係を確認した。

これらの監視の結果、ガイドライン上、問題となる行為は確認されなかった。また、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている制度検討作業部会において、当該監視結果の報告を行った。

1. 8. 卸電力取引の活性化

【本項目の概要】

- ・ 旧一電各社の内外無差別な卸売のコミットメントの履行状況（令和4年度受渡し分）のフォローアップを行い、内外無差別な取組の進捗を確認した。また、令和5年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示、②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断等の取組を求めることとした。

（1）発電・小売間の不当な内部補助防止策

経過措置専門会合の取りまとめにおいて、電気の小売規制料金の経過措置を解除するか否かを判断するに当たっての考慮要素の一つとして、「競争環境の持続性」が挙げられ、卸市場において市場支配力を有する事業者が社内の小売部門に対して不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し、結果として、小売市場における地位を維持、又は強化するおそれについて指摘があった。

さらに、容量市場導入に当たっては、容量拠出金により収入を得る事業者（旧一電以外も含まれる。）の発電部門から小売部門への内部補助について、同様の議論が生じることも想定される。

これらの指摘等を踏まえ、卸市場において市場支配力を有する事業者の不当な内部補助の防止策について検討を行い、委員会は、令和2年7月1日、旧一電各社に対して、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うことなどのコミットメントを行うことを要請し、あわせて、コミットメントを確実に実施するための具体的な方策について、旧一電各社から委員会へ報告することも求めた。

その後、同年7月末日までに、全ての旧一電各社から、コミットメントを行うことが表明され、またコミットメントを確実に実施するための具体的な方策についても報告がなされた。第62回制度設計専門会合（令和3年6月29日開催）及び第67回制度設計専門会合（令和3年11月26日開催）において、各社の取組状況を確認し、結果を報告した。両制度設計専門会合においては、委員より、体制面では小売部門から独立した部門が相対卸取引を行っていることが確認された。また、価格面では社内・グループ内の取引価格が、社外・グループ外取引価格の平均水準よりも不当に低い事例は確認されなかった。一方、交渉機会が必ずしも内外無差別に確保されていない点、オプション価値が明確化されておらず、オプション性のある商品が必ずしも内外無差別に供されていない点、卸取引の窓口について発電部門と利害関係が必ずしも一致しているか分からない点が課題として指摘された。

これらの指摘等を踏まえ、第71回制度設計専門会合（令和4年3月24日開催）において、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも2023年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施、②卸標

準メニュー（ひな型）の作成・公表、③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等、の取組を求めることとした。

その後、第 75 回制度設計専門会合（令和 4 年 7 月 26 日開催）において、旧一電各社のコミットメントの履行状況（令和 4 年度受渡し分）及び令和 5 年度交渉に向けた上記 3 つの取組状況を確認し、結果を報告した。令和 4 年度受渡し分に関しては、新たに確認された各社の内外無差別な取組の進捗として、体制面ではカンパニー制を導入した事業者が存在した。交渉スケジュールに関しては、社内・グループ内取引の協議より社外・グループ外取引の協議が遅い事例を確認した。オプション価値に関しては、計 6 社が社内外・グループ内外で同等の最終通告期限を設定、計 4 社が社内外・グループ内外で同等の通告変更量のアローアンスを設定されたことを確認した。一方、令和 5 年度交渉に向けた取組状況に関しては、③情報遮断については以前からの取組も含めて一定の進展があるものの、①交渉スケジュール、②卸標準メニューについては検討中の事業者が多く、取組の明示・公表をした事業者はなかった。

以上の結果を踏まえ、引き続き、旧一電各社の内外無差別な卸売のコミットメントの実施状況について定期的にフォローアップを行う。

（2）旧一電のスポット市場における自主的取組について

○スポット市場への売り入札における機会費用の計上

令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月のスポット市場価格の高騰を踏まえた検証に際して、燃料不足時に適切に価格シグナルを発するという観点から、機会費用を反映した入札を認めることが適切である旨の指摘があった。

第 66 回制度設計専門会合（令和 3 年 10 月 22 日開催）、第 67 回制度設計専門会合（令和 3 年 11 月 26 日開催）において議論を行った結果、燃料制約が発生している、又は、その恐れがある場面において機会費用の考え方を織り込んだ入札を認めることは、市場参加者に対して価格シグナルを発する効果や発電事業者が限られた供給力をスポット市場に優先的に入札するインセンティブが生じ、売り切れ事象の発生や継続を抑制する効果も期待されることから、一定の必要性があると整理された。

当面の間は旧一電が機会費用の考え方を新たに採用し、入札価格に反映した場合には直ちに委員会事務局に入札価格・数量が適切であることの根拠の説明を求めることとした上で、令和 3 年 12 月 1 日以降の取引について、スポット市場への売り入札における機会費用の計上を認めることとされた。

○限界費用における燃料価格の考え方の見直し

これまで、限界費用での余剰全量供出は、旧一電の自主的取組として位置づけられ、詳細な設定方法やその変更については、各社による一定の裁量に委ねられていた。

令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月のスポット市場価格高騰に際して市場の売り入札のすべてが約定する売り切れ状態となり、不足インバランスを避けたい事業者が売り切れ状態の中で限られた玉を奪い合うスパイラル的高騰が発生していた。スポット市場への供出価格を在庫単価から追加的な調達単価を考慮した単価に見直した事業者については、燃料の追加調達が容易になるため、これを許容することにより、事業者の原価管理の考え方や燃料の需給状況が価格シグナルとして反映され、各社の追加調達を促す効果があると考えられる。

第 66 回制度設計専門会合（令和 3 年 10 月 22 日開催）、第 67 回制度設計専門会合（令和 3 年 11 月 26 日開催）において議論が行われた結果、事業者毎に会計上の在庫・原価の計算方法が異なるところ、一

貫性の保たれた計算が行われることが必要であり、その旨及び開始時期について、開始1週間前までに各社HP等にて公開すること、加えて、入札後は直ちに委員会事務局に報告した上で説明することを前提として、事業者が原価管理の考え方を変更し、入札価格に反映することを認めることとした。

第68回制度設計専門会合（令和3年12月21日開催）において東北電力、JERA、関西電力の、第70回制度設計専門会合（令和4年2月18日開催）において中国電力の、第73回制度設計専門会合（令和4年5月31日開催）において北海道電力の限界費用における燃料価格の考え方が見直され、同時点において、市場価格への大きな影響は確認されていないことを報告した。

1. 9. 市場連動型料金メニューの説明に関する建議

【本項目の概要】

- 日本卸電力取引所のスポット市場価格を参照して電気料金単価を変動させる料金メニュー（以下「市場連動型料金メニュー」という。）の説明・情報提供の在り方に関して「電力の小売営業に関する指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議した。

市場連動型料金メニューについては、令和2年度冬期のスポット市場価格高騰に伴い、電気料金が高額となる事象が発生し、需要家から多くの相談が寄せられたことなどを踏まえ、需要家の理解促進の観点から、第63回、第64回制度設計専門会合（令和3年7月、8月）において市場連動型料金メニューの契約前説明や契約後の情報提供の在り方について議論を行い、「電力の小売営業に関する指針」（以下、本項目において「本指針」という。）に追加的な整備を行う方向性がとりまとめられた。

これを踏まえ、令和3年9月15日の第345回委員会において、とりまとめられた内容について審議を行い、その結果、本指針を次のとおり改定することについて、経済産業大臣に建議し、令和3年11月15日に本指針の改定が行われた。

- メリットしか説明しないような誤解を招く説明は、「問題となる行為」であることの明確化を行う。
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載する。
- 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載する。

1. 10. 発電関連情報の公開及び旧一般電気事業者のスポット市場における自主的取組に関する建議

【本項目の概要】

- 委員会は、発電に関する情報公開及び相場操縦行為の明確化に関して「適正な電力取引についての指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議した。

令和2年度冬期のスポット市場価格の高騰等を踏まえ卸電力市場の透明性の一層の向上を図るため、発電に関する情報公開及び相場操縦行為の明確化の重要性が指摘されたことに基づき、令和4年7月22日の第377回委員会において審議を行った。その結果、「適正な電力取引についての指針」（以下、本項目において「本指針」という。）において発電実績の公開及び旧一電によるスポット市場における自主的取組について以下のとおり位置付けるため、本指針を改定することについて、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、経済産業大臣に建議した。

- 発電事業者等は、認可出力10万kW以上の発電ユニットについて、合理的な理由があると認められる場合を除き、一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じて発電実績をユニット毎・コマ毎に実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい旨を追記する。
- スポット市場における売り札に関し以下の内容を追記する。
 - ・ 卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい旨。
 - ・ スポット市場においてこのような行動をしている限りにおいて、相場操縦である「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする旨。
 - ・ 市場支配力を有する可能性の高い事業者においては余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められ、当該事業者が合理的な理由なく限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、相場操縦行為である「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することをより強く推認させる一要素となる旨。
 - ・ 上記でいう余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう旨。
 - ・ 上記でいう限界費用とは、電力を1kWh追加的に発電する際に必要となる費用をいう旨、燃料費について卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には燃料の追加的な調達費用を考慮し得る旨、及び、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る旨。
 - ・ 上記でいう市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、継続して分断発生率の高い連系線により区分した市場において、発電容量（長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を基準として、市場シェア20パーセントを超える、又は、主要な供給者（Pivotal Supplier：需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者（当分の間、過去5年間で地域間連系線分断率が一度でも一定の値を超える月があるか否かを基準として画定した市場において市場シェア

50 パーセントを超える発電容量を保有する電気事業者を含む) のことをいう旨。

第2章. 送配電分野に関する取組

2. 1. 送配電事業の監視

【本項目の概要】

- 令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間について、一般送配電事業者等の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

委員会は、電力の適正な取引を確保するため、一般送配電事業者等の業務実施状況を監視し、託送供給等約款の不適切な運用や行為規制違反等が見られた場合には指導等を行っている。

令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間について、一般送配電事業者に対し託送料金の割引や工事費負担金の精算を適正に行うよう指導したといった事例があったが、一般送配電事業者等の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

2. 2. 一般送配電事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- 一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給等収支」、「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」及び「約款の運用等」を重点的に確認し、対象事業者13社のうち8事業者に所要の指導を行った。

委員会は、電気事業法第105条の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（13社）に対して監査を実施した。

令和3年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- 令和2年12月28日に電気事業託送供給等収支計算規則等が改正され、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことが明確にされた。この省令改正を受け、「託送供給等収支」の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。）の有無及び調査方法を重点的に確認した。
- 令和2年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化するとともに、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送電事業者 に差別的取扱いを要求すること等が禁止されたことにより、これらが適切に実施されているかなど「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等」を重点的に確認した。
- 令和3年度において、託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。

令和3年度において実施した監査の結果については、電気事業法第66条の12に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、8事業者に所要の指導を行った。(詳細は参考資料4を参照)。

2. 3. 一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価

【本項目の概要】

- ・ 託送収支の事後評価を実施した。対象事業者10社について、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨を大臣に回答した。また、各社の経営効率化に向けた取組状況を確認した。

我が国の電力システムを取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、料金制度専門会合において、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、令和2年度の託送収支や経営効率化に向けた取組等を分析・評価(全10社の状況を分析した上で、北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電及び九州電力送配電の6社からヒアリングを実施)した。

この結果を踏まえ、委員会は、経済産業大臣に対し、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29 資第16号)第2(14)に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨回答した。

2. 4. 調整力の調達・運用状況の監視及びより効率的な確保等に関する検討

【本項目の概要】

- ・ 調整力公募や需給調整市場における調整力の調達等に関して、制度設計専門会合等で議論・検討を進めた。

(1) 調整力公募等の結果の確認

一般送配電事業者による調整力の公募調達は、発電事業者等の競争の結果として、コスト効率的な調整力の調達や電力市場全体としての調整力の増大を実現するための仕組みである。しかしながら、現状、

調整力として提供可能な旧一電以外が保有する電源等が多く存在しているとは言い難く、このような状況を改善し、競争を促進していくためには、公募調達に透明性をもって行われるとともに、潜在的な応札者に対して適切な情報提供を行うことで、発電事業者等の入札参加への円滑化と拡大を図ることが必要である。

このため、委員会は、調整力公募等の調達結果を分析し、旧一電の入札行動に問題となる点がないか、また、一般送配電事業者による調整力の運用が、容量 (kW) 価格や電力量 (kWh) 価格に基づき適切に運用されているか監視を行った (2025 年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認 (第 65 回制度設計専門会合 (令和 3 年 10 月)、第 67 回制度設計専門会合 (令和 3 年 11 月)、第 74 回制度設計専門会合 (令和 4 年 6 月))、一般送配電事業者による 2022 年度向け調整力の公募調達結果等の監視 (第 68 回制度設計専門会合 (令和 3 年 12 月)、第 73 回制度設計専門会合 (令和 4 年 5 月)))。

また、調整力の運用状況 (調整力の電力量価格及び電力量) について、制度設計専門会合にて検討するとともに、委員会のホームページに公表した (令和 4 年 4 月以降は、インバランス料金情報公表ウェブサイト及び需給調整業務の実施状況等の情報公表内容にて同内容が確認できることから、令和 4 年 3 月で終了 (第 73 回制度設計専門会合 (令和 4 年 5 月)))。

(2) 需給調整市場の監視

令和 3 年 4 月 1 日より、需給調整市場の開設により三次調整力②の取引が開始されたところ、需給調整市場監視の観点から、制度設計専門会合において、三次調整力②の Δ kW 入札価格の分析を進めた。その分析の結果、起動費や最低出力までの発電コストの機会費用について、重複計上を行っている入札が見られ、結果的に起動費等の過剰回収となっていることが判明したため、適切な起動費等の計上・入札の在り方について議論を行い、「①原則、起動費等の入札価格への反映は 1 回分までしか認めない、②取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について当該年度の先々の取引において計上することを許容することを基本とし、その上限額は、固定費回収額と合わせて管理する」ことと整理した (第 69 回制度設計専門会合 (令和 4 年 1 月))。

(3) 三次調整力①の調達における連系線確保量の上限設定

令和 3 年度から開設された需給調整市場では、当初は一部商品 (三次調整力②) のみの取引が行われ、令和 4 年度以降、段階的に商品が拡充する。地域間連系線を活用して調整力の広域調達を行うに当たっては、調整力の広域調達の影響と卸電力市場への影響とのバランスを考慮して、卸電力市場向けの連系線確保量を取引開始前に設定することにより、調整力の調達における連系線容量の上限を設ける必要がある。

第 70 回制度設計専門会合 (令和 4 年 2 月) では、令和 4 年度から取引が開始される三次調整力①の連系線確保量の考え方を議論し、広域調達による三次調整力①への影響と卸電力市場 (スポット市場及び時間前市場) への影響について、両者の経済メリット等を評価して、社会コストが最小となるような卸電力市場 (スポット市場及び時間前市場) 向け連系線確保量 β を整理した。

(4) 令和 3 年度冬季及び令和 4 年度夏季の需給対策 (追加供給力公募 (kW 公募)・電力量公募 (kWh 公募)) の運用の事後確認等について

令和 3 年 4 月に電力広域的運営推進機関が行った冬季の需給見通しにおいて、東京エリアの令和 4 年

1月及び2月の予備率が3%を下回る見込みであるという分析結果を受けて、資源エネルギー庁では調整力公募の仕組みを活用した追加の供給力確保策を検討し、第37回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和3年7月）においてkW公募の概要が整理された。また、第38～41回電力・ガス基本政策小委員会（令和3年8月～11月）にて、kWh公募の実施が決定された。この結果を受けて、kW公募における入札価格の考え方等を整理し（第63回制度設計専門会合（令和3年7月））、kW公募及びkWh公募の調達・運用及び精算の適切性について事後確認を行い、今後の検討課題等を示した（第67回制度設計専門会合（令和3年11月）、第69回制度設計専門会合（令和4年1月）、第72回制度設計専門会合（令和4年4月））。

令和4年度においては、第46～49回電力・ガス基本政策小委員会（令和4年3月～5月）にて、夏季の需給供給対策の一つとして、kW公募及びkWh公募の実施が決定されたことから、調達結果の適切性等について事後確認を行い、調達時の論点について整理を行った（第75回制度設計専門会合（令和4年7月）、第76回制度設計専門会合（令和4年8月））。

2. 5. インバランス料金制度の運用状況の監視及び令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

【本項目の概要】

- 令和4年度以降のインバランス料金制度について、制度設計専門会合で議論・検討を進めた。

（1）インバランス料金制度の運用状況の監視

計画値同時同量制度において、小売電気事業者と発電事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとにそれぞれ需要と発電の計画を策定することとなっている。これらの計画と実績のずれ（インバランス）については、一般送配電事業者が発電事業者等から公募により調達した電源等（令和3年度からは需給調整市場での調達が開始される）を用いて調整を行い、その費用については、小売電気事業者と発電事業者からインバランス料金として回収する。このように、インバランス料金は実需給における電気の過不足の精算価格となっているが、同時に卸電力取引における価格シグナルのベースにもなっている。

このため、委員会では、インバランス料金の動きを監視し、合理的でないと考えられる価格になった場合には、その原因等を分析した。

（2）令和4年度以降のインバランス料金制度の詳細設計

令和4年度から開始される新たなインバランス料金制度について、第65～68回制度設計専門会合（令和3年10月～12月）において検討を行い、卸電力市場価格補正（P補正）の廃止、電源I'の長時間発動時のインバランス料金、kWh需給ひっ迫時補正インバランス料金の導入等を整理し、令和3年12月に中間とりまとめの改定を実施した。

2. 6. 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度・発電側課金）の詳細設計、収入の見通しの関連書類の検証

【本項目の概要】

- 令和5年度より導入予定の新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）等について、詳細設計を行った。
- 一般送配電事業者から提出された収入の見通しの関連書類について、検証を開始した。

（1）新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計、収入の見通しの関連書類の検証
第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定するレベニューキャップ制度）が令和5年度より導入されることとなった。

新たな託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する委員会が積極的に関与していくことが必要であるとの観点から、令和4年7月に開催された総合資源エネルギー調査会持続可能な電力システム構築小委員会において、委員会と資源エネルギー庁が連携して行うものとされた。それを踏まえ、経過措置が講じられている電気の小売規制料金、託送料金の審査等をする場として設置された料金審査専門会合を、料金制度専門会合に改組し、令和2年7月より託送料金制度の詳細設計の議論を開始した。また、専門性の高い詳細な論点を議論するため、令和3年1月に料金制度専門会合の下に料金制度ワーキング・グループを設置し、検討を行ってきた。料金制度専門会合を計8回、料金制度ワーキング・グループを計6回開催し、令和3年11月までに制度設計の詳細検討を完了し、中間取りまとめを行った。その後も継続議論とされた論点や制度に係る指針案について料金制度専門会合で計3回議論を行った。

令和4年7月、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」が公布されたことを踏まえ、一般送配電事業者各社から資源エネルギー庁に対して、レベニューキャップ制度に係る収入の見通しの関連書類が提出された。委員会は、資源エネルギー庁から任意の意見聴取を受け、関連書類について必要な検証を開始し、令和4年8月までに料金制度専門会合を計4回開催した。引き続き、残る論点に係る検証を進めることとしており、その後、当該検証結果を踏まえた上で、各一般送配電事業者より収入の見通し及びそれを踏まえた託送供給等約款について経済産業大臣宛ての申請がなされ、経済産業大臣から意見聴取を受けた場合には、申請内容に係る審査を進めていく予定。

（2）発電側課金の検討

発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、議論を進めてきた。

令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、発電側課金については、導入の可否を含めて引き続き検討を進めることとされた。

こうした状況を踏まえ、第 38 回総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和 3 年 12 月）において、再エネ電源に対する発電側課金の在り方やその負担調整の在り方、更には送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて再エネ賦課金や新たな託送料金制度を通じた費用回収のあるべき姿について、改めて整理する必要があるとして、発電側課金の令和 5 年度の導入の見送りを決定し、令和 6 年度を念頭に、できる限り早期の実現に向けて、発電側課金も含めた送配電関連の費用回収の在り方に関する議論を関係審議会等で進め、令和 4 年中を目途に結論を得ることとされた。

制度設計専門会合では、同期間において、詳細設計に関する検討（第 65 回会合（令和 3 年 10 月））や発電側課金の導入意義等に関する改めての整理（第 72 回会合（令和 4 年 4 月））を行った。

2. 7. 一般送配電事業者による情報共有等に関する建議

【本項目の概要】

- 需給ひっ迫時等緊急時の一般送配電事業者による情報共有等に関して「適正な電力取引についての指針」を改定することにつき、経済産業大臣に建議した。

令和 2 年度冬期の需給ひっ迫時に一般送配電事業者と旧一電との間で需給状況等に関する情報共有がなされたところ、委員会の制度設計専門会合において、当該情報共有は需給バランスを確保する上で必要なものであり、行為規制上問題がなかったと認められる旨、確認された。また、同専門会合において、需給ひっ迫時の情報共有に関して公的なルールの設定が望ましいとの意見を踏まえ、「適正な電力取引についての指針」（以下、本項目において「本指針」という。）に定めるべき内容について、意見がとりまとめられた。

令和 3 年 10 月 6 日の第 347 回委員会において、とりまとめられた意見について審議を行い、その結果、需給ひっ迫時等緊急時の一般送配電事業者による情報共有等に関してルールを明確化する必要があると認められたことから、本指針を次のとおり改定することについて、経済産業大臣に建議した。

- 需給ひっ迫時等緊急時において、一般送配電事業者が、特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、情報の目的外提供の禁止の観点からは問題ではない旨を記載する。
- 一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には差別的取扱いに抵触するものではない旨を記載する。また、差別的取扱いに該当しない場合の例示として、需給ひっ迫時等緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（旧一電に限らず、例えば、調整力契約者や自家発を有する小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行うことは、差別的取扱いの禁止に抵触するものではない旨を記載する。
- 委託規制の例外である「災害その他非常の場合」に需給ひっ迫時にも含まれる旨を記載する。

2. 8. 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定に関する建議

【本項目の概要】

- ・ バランシンググループ（以下、本項目において「BG」という。）内におけるインバランス料金の連帯債務のリスクに関して、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、本項目において「本指針」という。）等の改定を経済産業大臣に建議した。

令和3年8月27日に開催された資源エネルギー庁の第38回電力・ガス基本政策小委員会において、BGを組成している場合における小売電気事業者のリスク評価・管理の在り方等について議論が行われた。その中で、BGに所属する小売電気事業者（以下、本項目において代表契約者を「親BG」、代表契約者以外を「子BG」という。）がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、当該連帯債務のリスクの在り方について、委員会において検討することとされた。

これを踏まえ、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクの在り方について、本委員会の料金制度専門会合（令和3年10月28日開催の第9回会合及び令和3年11月15日開催の第10回会合）において議論が行われ、以下の内容を委員会に報告した。

（1）BG内のインバランス料金の連帯債務リスクに関して、本指針等については次の改定を行うべきである。

- 本指針に、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となるに当たって、BG内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、BGに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった選択肢も一般論としてあることとあわせて説明することが望ましい旨、追記する（なお、親BGが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親BGの判断によるものとする旨、注記する）。
- 本指針に、小売電気事業者は、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクに鑑み、BGに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏まえ、BG所属について判断することが望ましい旨、追記する。
- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」に、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた子BGによるリスク管理に関する参考事例を追記する。

（2）BG内のインバランス料金の連帯債務については、①過去の電気料金審査専門会合においても、インバランス料金は責任範囲を特定できないと整理されていたが、当該インバランス料金の性質は足下で何ら変わっておらず、現状においてもインバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないこと、②各BGは通常時に利益を享受しているにもかかわらず、一定の場合にその不利益を負担させないというのはルール性を見出すことができないこと、といった理由から現状の制度を維持することが適当である。

については、上記（１）の点に関し、本指針等を改正することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、経済産業大臣に建議した。

２． ９． 最終保障供給の料金体系の見直しに関する検証

【本項目の概要】

- ・ 一般送配電事業者の最終保証供給料金が小売電気事業者の自由料金を下回る、いわゆる逆ざや状態を解消するため、従来の最終保障供給における電力量料金を卸電力市場価格が上回る場合、その差分を補正項として電力量料金に加算する等の最終保障供給料金に見直しに関する検証を行った。

最終保障供給制度は、自由化されている小売電気市場において、どの小売電気事業者とも契約できない高圧以上の需要家に対し、最終的な電気の供給を確保するためのセーフティネットとして電気事業法に予め措置された制度であり、供給エリアの一般送配電事業者が供給義務を負っているもの。

昨年３月以降、燃料価格高騰等による卸電力市場価格の高騰を受け、一部の新電力が小売事業を撤退、又は新規受付を停止した。多くの大手電力についても、準備できる供給力以上の申し込みについて契約を見合わせたことで、新たな供給先となる小売事業者が見つからず、最終保障供給契約へ申込み需要家が増加した。一般送配電事業者が提供する最終保障料金が固定的であるため、新電力等の小売電気事業者が提供できる自由料金よりも安価となる場合があることや、一般送配電事業者の調達費用が最終保障供給料金を上回るといった事象が発生した。

このような状況下においては、本来セーフティネットとして機能すべき最終保障供給料金制度について、需要家の長期間契約という制度趣旨にそぐわない行動を誘発し、適正な価格形成や自由競争が阻害されるおそれがあり、喫緊の対応が必要であることから、本委員会の制度設計専門会合（令和４年３月２４日開催の第７１回会合、令和４年４月２１日開催の第７２回会合及び令和４年５月３１日開催の第７３回会合）において、最終保障供給料金の見直しについて検証を実施し、以下のとおり料金体系の見直しを行うこととされた。

- 最終保障供給料金の算定式について
 - ・ 現行の最終保障供給料金＋補正項
補正項＝エリアプライス＋託送従量料金単価－現行の最終保障供給従量料金単価（燃調込み）
 - ・ なお、補正項がマイナスになる場合には、算定期間のエリアプライスの単純平均値が２０１９年度～２０２１年度で最も安い期間の平均値を下回った場合にのみ適用し、補正項を反映した最終保障供給料金の従量料金単価については、標準料金メニューの従量料金単価を下限とする。
 - ・ マイナス補正項を適用するトリガーについては、２０１９年度～２０２１年度のエリアプライスを参照することとし、今後の市場価格を踏まえつつ、必要に応じて見直す。

制度設計専門会合で整理された方針を踏まえ、沖縄電力株式会社を除く一般送配電事業者 9 社より、令和 4 年 8 月 10 日に最終保障供給約款の変更届出が行われ、これについて、同月 12 日付けで大臣から本委員会に意見の求めがあったところ、同月 23 日、委員会において、経済産業大臣への意見回答内容につき審議された。

同委員会で最終保障供給約款の変更届出について審査を行った結果、当該約款の変更内容について、令和 4 年 5 月 31 日に開催された第 73 回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における議論の内容を踏まえたものと認められたことから、当委員会として、当該変更に興存がない旨を経済産業大臣へ回答した。

このため、令和 4 年 9 月 1 日より、最終保障供給料金について新料金が適用された。

第3章. ガスの小売・卸取引に関する取組

3. 1. ガス小売事業の登録申請に係る審査

【本項目の概要】

- ・ ガス小売登録について審査した結果、令和4年8月末時点での登録件数は1,366件となった。

ガス小売事業の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、ガス事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（ガスの使用者の利益の保護の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、令和4年8月末時点での登録件数は1,366件となった。

3. 2. ガス取引報の公表

【本項目の概要】

- ・ ガス事業者からガスの小売取引の監視に必要な情報を収集し、毎月結果の公表を行った。

委員会は、ガスの適正な取引の確保を図るため、ガス事業法第171条第1項の規定に基づく報告徴収を行い、ガスの小売取引の監視に必要な情報をガス事業者から定期的に収集している。これらの収集した情報のうちガス販売量等の一部の実績については、毎月結果を公表した。

3. 3. 各種相談への対応

【本項目の概要】

- ・ 相談・情報提供窓口を設置し、消費者から小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に対するアドバイスや、事業者の法令違反行為に関する情報の受付・指導等を行ったほか、消費者へのアドバイスや電気・ガスの相談事例を記載したプレスリリースを2回行った。

委員会は、相談窓口を設置し、ガスの需要家等から寄せられた相談に対応し、質問への回答やアドバイス等を行った。令和3年9月～令和4年8月における相談件数は378件であった。

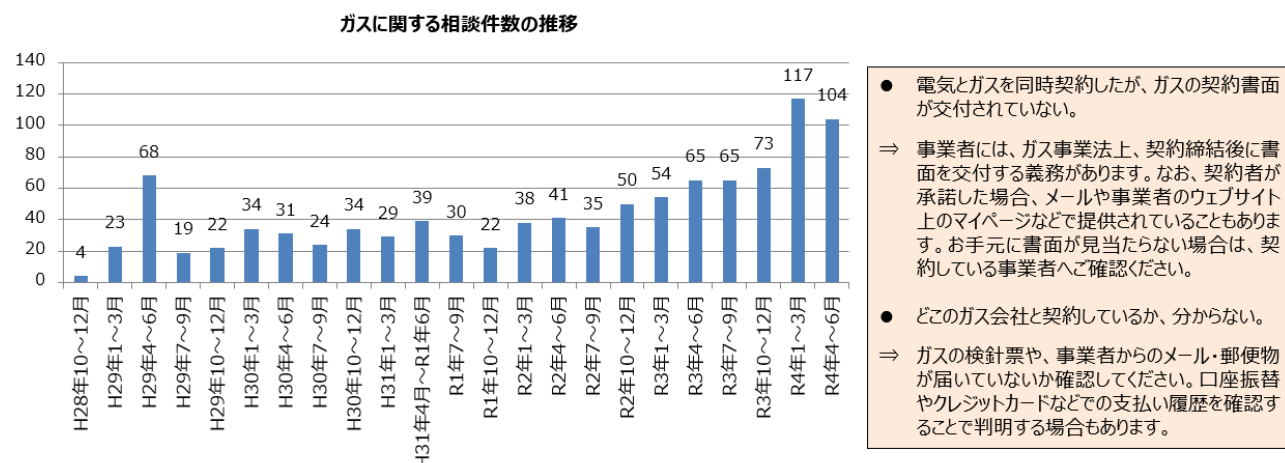
本相談において、不適切な営業活動などに係る情報があつた場合には、事実関係を確認し、必要な場合にはガス小売事業者に対する指導等を行った。

また、独立行政法人国民生活センター及び消費者庁と共同で、電気・ガスの相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、需要家に対し情報提供を行った。

○プレスリリースの実施状況

第 18 回（令和 3 年 12 月 17 日）、第 19 回（令和 4 年 7 月 13 日）

○相談窓口への相談件数（ガス）の推移と相談事例



3. 4. 小売取引の監視等

【本項目の概要】

- ガスの小売営業に関して、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対する指導を行った。

平成 29 年 4 月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、委員会は、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行っている。

具体的には、令和 3 年 9 月～令和 4 年 8 月には以下のような事案について指導を実施した。

○ガス小売事業者 A 社に対する指導（令和 4 年 4 月）

A 社から営業・契約締結業務の委託を受けている B 社は、3 件の小売供給契約について、需要家の承諾を得ずに契約先を A 社に切り替えた。当該行為は、ガスの適正な取引の確保の観点から問題であることから、B 社の委託元である A 社に対し、所要の改善措置を速やかに実施するように指導を行った。

3. 5. 旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査

【本項目の概要】

- 旧一般ガスみなしガス小売事業者の業務及び経理について監査を行った。対象事業者 9 社のうち、業務改善勧告や文書指導に至るような事業者はいなかった。

平成 29 年 4 月にガスの小売全面自由化を実施した際、競争が不十分であると認められた地域については、小売規制料金（経過措置料金）を存続させることとされた。

委員会は、第 3 弾改正法附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第 45 条の 2 の規定に基づき、経過措置料金規制の対象である旧一般ガスみなしガス小売事業者（9 社）に対して監査を実施した。

令和 3 年度において実施した監査の結果、同法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する勧告及び同法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかった。（詳細は参考資料 13 を参照）。

3. 6. 経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等

【本項目の概要】

- 経過措置が講じられているガスの小売規制料金の原価算定期間終了後の事後評価を実施した結果、対象事業者 6 社について、変更認可申請を命じることが必要となる事業者はいなかった旨、経済産業大臣に意見回答を行った。
- ガスの特別な事後監視の結果、令和 3 年 9 月～令和 4 年 8 月においては、1 事業者に対して文書指導を行った。
- 令和 3 年 2 月に東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社によるコミットメントが行われたことを受け、同年 10 月に東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社に対する経過措置料金規制解除が行われた。

（1）経過措置が講じられているガスの小売規制料金に係る原価算定期間終了後の事後評価

第 3 弾改正法附則に基づく経過措置が講じられているガスの小売規制料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。

令和 3 年 11 月、経済産業大臣及び経済産業局長からの意見聴取を受けて、料金制度専門会合において、原価算定期間が終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者 6 社（東邦ガス、京葉ガス、京和ガ

（２）ガスの特別な事後監視

第 29 回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（平成 28 年 2 月）において、ガスの小売規制料金の経過措置が課されない、又はガスの小売規制料金の経過措置が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガス利用率が 50%を超える事業者については、特別な事後監視として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該供給区域等の料金水準（標準家庭における 1 か月のガス使用料を前提としたガス料金）を、3 年間監視することと整理されている。

上記の整理を踏まえ、委員会においてはこれらの事業者の家庭向けの標準的な小売料金について、定期的に報告を受け、料金改定の状況等を確認している。この結果、令和 3 年 9 月～令和 4 年 8 月においては、1 事業者に対し、次の内容の文書指導を行った。

○ガス小売事業者 A 社に対する文書指導（令和 4 年 2 月）

A 社の料金改定は、合理的でない値上げに該当するおそれがあると判断し、A 社へのヒアリング等を実施していたところ、A 社から料金を値上げ前の水準に戻し、それまでの差額分も需要家へ返金したい旨の説明を受けた。このため、A 社に対して、需要家への差額分の返金及び事前説明等について適切に対応するように指導した。

（３）ガス小売経過措置料金規制に係る供給区域等の指定の解除について

平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化後、ガス小売事業者の料金設定は原則自由とされたが、事業者間の適正な競争関係が認められない等により使用者の利益保護の必要性が特に高い場合に、経過措置として、経済産業大臣が指定した供給区域等においては小売料金規制が存置されている（指定旧供給区域等の指定）。

令和 2 年 11 月 11 日、旧一般ガスみなしガス小売事業者である東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社に係る上記指定の解除に関し必要と考えられる事項について、経済産業大臣から当委員会に対し意見の求めがあったところ、令和 2 年 12 月 21 日、委員会において、経済産業大臣への意見回答内容につき審議された。

同委員会での審議の結果、指定解除に当たっては、次の環境整備が必要とされた：①卸取引所が開設されていないといったガスの卸取引市場の現状や、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域における他のガス小売事業者の実情を踏まえると、これらの区域における他のガス小売事業者に必要な供給余力が確保されていると判断するためには、将来にわたり、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境が整備されていること、②東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域については、他燃料との競合のみでは指定解除要件を満たしておらず、当該区域の都市ガス利用率が 50%を超えている状況を踏まえると、将来にわたって適正な競争関係が確保されるためには、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境が整備されていること。

したがって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除を行うためには、当該区域の旧一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表示がなされている必要があるものとされた。

- ・他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
- ・他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
- ・「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。

令和3年1月12日、委員会は経済産業大臣に対し、上記の審議結果のとおり意見を回答した。これを受け、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社及び東邦瓦斯株式会社は令和3年2月にコミットメントを行った。

同年10月、東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社に対する経過措置料金規制解除が行われた¹。

3. 7. ガス卸コミットメントのフォローアップ

【本項目の概要】

- ・ ガス大手3者が令和3年2月に行ったコミットメントが遵守されているかフォローアップを行った。

平成29年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、使用者の利益を保護する必要性が特に高いとして経済産業大臣が指定した供給区域等においては、経過措置として小売料金規制が存置されている。

令和2年8月15日を期日として報告された内容において、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガス（以下「大手3者」という。）について、経過措置料金規制の解除基準を一部充足することが確認された。

こうした状況を踏まえて、令和2年10月30日の総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会において、各社が解除基準の一部を数字上は充足している状況を確認した上で、当該解除基準においては「他のガス小売事業者に十分な供給余力があること」という要件を併せて満たすことを必要としていることを受け、「十分な供給余力」に関する考え方の整理が行われた。

この点に関し、「十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項」について委員会に対して意見を聴くこととし、令和2年11月11日付けで経済産業大臣から委員会に対して意見の求めがあった。

¹ 東邦瓦斯株式会社については、ガス等の取引に関して公正取引委員会による調査を受けていることを踏まえ、その調査結果等が明らかになった後に経過措置料金規制解除の可否を判断することとされた。

上記意見の求めに対して、委員会が、令和3年1月に大手3者の経過措置料金規制解除にあたり、解除対象の大手3者より意思表示がなされている必要がある事項を経済産業大臣に対して回答したことを受け、大手3者は令和3年2月にコミットメントを回答した。

令和3年10月に東京ガス・大阪ガス²に対する経過措置料金規制解除が行われ、約款が変更されたところ、委員会では大手3者の受託製造や相対卸に関するコミットメントが遵守されているか年に1回のフォローアップをおこなっている。

² 東邦ガスについては、ガス等の取引に関して、公正取引委員会による調査を受けていることを踏まえ、その調査結果等が明らかになった後に改めて経過措置料金規制解除の可否を判断することとされている。

第4章. ガス導管分野に関する取組

4. 1. 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の監視

【本項目の概要】

- 令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

委員会は、ガスの適正な取引を確保するため、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況を監視し、託送供給約款の不適切な運用等が見られた場合には指導等を行っている。

令和3年9月1日～令和4年8月31日までの期間について、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の業務実施状況において、業務改善勧告に至るような事案はなかった。

4. 2. 一般ガス導管事業者等に対する監査

【本項目の概要】

- 一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の業務及び経理について監査を行った。「託送供給収支」及び「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認し、対象事業者256社のうち57事業者に所要の指導を行った。

委員会は、ガス事業法第170条の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（256社）に対して監査を実施した。

令和3年度監査においては、以下の項目を重点的に実施した。

- 令和2年度監査において、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、又は単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘事項があったことから、令和2年度に引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- 令和2年度監査において指摘事項はなかったが、実務の標準的な手続きを明確化した「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル」による運用が定着しているかを判断するため、令和2年度に引き続き、一般ガス導管事業者が託送供給約款及び本マニュアルに則ってスイッチング業務を実施しているかなど「託送供給等に伴う禁止行為」を重点的に確認した。

令和3年度において実施した監査の結果については、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告及びガス事業法第179条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、57事業者に所要の指導を行った。（詳細は参考資料14を参照）。

4. 3. ガス導管事業者の収支状況等の事後評価

【本項目の概要】

- 令和3年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価を実施し、6社（うち1社においては2地区）については、令和2年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることを確認した。また、6社）については、令和2年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していることを確認した。さらに、基準を超過した事業者について、追加的な分析・評価として料金改定届出の内容等について分析を行った。

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた者を除く。以下、本項目において「ガス導管事業者」という。）は、事業年度毎に託送収支計算書を作成・公表することとされており、その超過利潤累積額が一定額を超過した場合又は乖離率がマイナス5%を超過した場合には、経済産業大臣が託送料金の値下げ申請を命令できることとされている。このため、令和3年11月1日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の令和2年度収支状況の確認について、委員会宛てに意見の求めがあった。これを踏まえ、委員会は、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価を行い、令和4年2月、その結果を取りまとめた。

この結果、事後評価の対象事業者147社のうち6社（うち1社においては2地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区及び姫路地区）、四国電力）については、令和2年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、6社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス）については、令和2年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。これらの事業者のうち、令和3年12月末日又は令和4年3月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とした2社（想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過した事業者のうち、福山ガス及び広島ガス）を除き、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見を回答した。

なお、令和3年12月末日又は令和4年3月末日が料金改定の期日とされていた事業者については、託送料金の改定の届出が行われたことを確認した。

第5章. 熱供給事業に関する取組

【本項目の概要】

- 熱供給事業の登録について審査した結果、令和4年8月末時点での登録件数は76件（136地域）となった。

1. 熱供給事業者の登録に係る審査

熱供給事業の登録について、経済産業大臣が登録をしようとするとき、委員会に意見を聴くこととされている。委員会は、経済産業大臣からの意見聴取を受け、熱供給事業法に規定される登録拒否要件に該当しないかという視点（熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保の視点等）で審査を行い、その結果を経済産業大臣へ回答している。これらの審査の結果、令和4年8月末時点での登録件数は76件（136地域）となった。

2. 指定旧供給区域熱供給区域の指定

上記の熱供給事業者が供給する供給区域のうち、当該熱供給区域内の熱供給を受ける者が熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難である等の理由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が13事業者17供給区域を指定しており、令和3年9月から令和4年8月までの間、指定の状況について変化は無かった。

第6章. 広報、紛争処理等

6. 1. 広報/消費者対策

【本項目の概要】

- 委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施するとともに、消費者保護強化のため、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

電力の小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、委員会では、ホームページ等を通し、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、昨年度に引き続き、消費者保護強化のため、委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を行った。

また、先述の通り、委員会相談窓口において、消費者の小売供給契約を結ぶ際のトラブル等の相談に応じており、令和3年9月～令和4年8月における相談件数は電気・ガス合わせて 5,121 件であった。

6. 2. 国際的な取組

【本項目の概要】

- 海外のエネルギー規制機関と連携し、意見交換・情報収集を行った。

委員会では、海外のエネルギー規制機関と連携し、世界のエネルギー市場や制度に関する情報収集に努めている。

令和3年10月にはアジア太平洋エネルギー規制者会合（Asia Pacific Energy Regulators Forum、以下 APER）がオンラインで開催され、各国のエネルギー需給状況やエネルギー転換に向けた取組等について意見交換・情報収集を行った。また、令和4年8月には APER 技術セミナーがオンラインで開催され、規制機関による対策・課題等について情報交換を行った。

6. 3. 紛争処理

【本項目の概要】

- ・ あっせん及び仲裁の申請、苦情の申出はなかった。

1. あっせん及び仲裁

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うこととされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。令和4年8月31日時点におけるあっせん委員及び仲裁委員候補者は以下のとおりである。

（委員）

- ・ 岩船 由美子
- ・ 北本 佳永子
- ・ 武田 邦宜
- ・ 圓尾 雅則

（特別委員）

- ・ 稲垣 隆一
- ・ 小宮山 涼一
- ・ 田中 誠
- ・ 堤 あづさ
- ・ 西川 佳代
- ・ 林 泰弘

令和3年9月～令和4年8月の期間において、あっせん及び仲裁の申請はなかった。